川崎市学校運営協議会規則について

1. 制度の趣旨及び概要

学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを 実現する仕組みである。

- ○平成16年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)の改正で制度化
- ○平成 18 年 川崎市学校運営協議会規則を施行
 - ・現在10校が、学校運営協議会制度を導入
- ○平成 29 年 改正地教行法を施行
 - ・学校が抱える課題(児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導の課題への対応、学校安全の確保など)が複雑化・困難化

導入年度	「学校運営協議会制度」導入校		
平成18年度	川中島小学校	1 1 1 1 1	
	東小田小学校	1 1 1 1	
	南河原小学校	1 1 1 1 1	
	土橋小学校	1 1 1 1	
平成20年度	上丸子小学校	東橘中学校	
	金程小学校	中野島中学校	
平成27年度	苅宿小学校	稲田中学校	

・学習指導要領の改訂の柱である「社会に開かれた教育課程」、学校運営支援体制の充実をめざす「チーム学校」等、学校と地域の連携・協働の重要性が増している。



「背景]

【組織的・継続的な連携を可能とする協議会の更なる活動の充実と設置の促進を図るため、 学校の運営支援の充実に資する内容等の必要な見直しを行い、地教行法を改正

2. 平成29年地教行法第47条の6の主な改正事項

- (1) 学校運営協議会の設置を努力義務化
- (2) 複数学校について一体となって協議を行う協議会の設置が可能
- (3) 学校への必要な支援を協議に追加、学校運営に資する活動を行う者を追加、情報の提供の促進
- (4) 委員の任命に関する校長の意見具申を規定
- (5) 職員の任用に関する意見の柔軟化
- (6) 適正な運営確保のための措置

3. 川崎市学校運営協議会規則の主な改正事項

- (1) 上記2の地教行法改正に対応する項目
- (2) 学校運営協議会委員の任期の変更 [3年 → 1年]

4. スケジュール

時 期	内 容			
	・現導入校10校を訪問し、新規則及びその趣旨の説明、4月から新規則・			
平成 31 年	要綱に沿った学校運営協議会への移行についての説明			
2月上旬まで	・新規に設置しようとしている学校を訪問して制度を説明及び学校運営協			
	議会設置準備委員会等の支援			
平成31年2月8日の	. 川峽古学坊軍学协業人相則ない左、歩行			
教育委員会で裁決後	・川崎市学校運営協議会規則を公布・施行			
平成 31 年	・コミュニティ・スクール・フォーラムにおいて、全市立学校を対象に新			
2月13日	規則に基づく学校運営協議会について説明			
平成 31 年	・学校運営物議会の設置由誌足(新規設署公) し禾昌々締む延領			
3月上旬	・学校運営協議会の設置申請届(新規設置分)と委員名簿を受領			
平成 31 年	・学校運営協議会の新規設置及び学校運営協議会委員の任命について、			
3月下旬	教育委員会で審議			

平成30年度 学校運営協議会設置校(コミュニティ・スクール)

区	設置指定校	現在の指定期間	初回指定
川崎区 -	川中島小学校	H28.4.1~H31.3.31	H18年度
	東小田小学校	H28.4.1~H31.3.31	H18年度
幸区	南河原小学校	H28.4.1~H31.3.31	H18 年度
中原区 -	上丸子小学校	H28.4.1~H31.3.31	H20 年度
	苅宿小学校	H30.4.1~H33.3.31	H27 年度
高津区	東橘中学校	H28.4.1~H31.3.31	H20 年度
宮前区	土橋小学校	H28.4.1~H31.3.31	H18年度
多摩区 -	中野島中学校	H28.4.1~H31.3.31	H20 年度
	稲田中学校	H30.4.1~H33.3.31	H27 年度
麻生区	金程小学校	H28.4.1~H31.3.31	H20 年度

(各学校とも委員数は16名以下で、保護者、地域関係者、学校関係者、学識経験者が主体)

4

<【表】平成29年度地教行法47条の6の主な改正事項 >

改正事項	改正後	改正		改正前	改正前
	(H29∼)	地教行法		(H 1 6~)	地教行法
(1) 学校運営協議会の	・教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を	第1項		・教育委員会が、協議会を任意に	第1項
設置を努力義務化	課すこと	分 1 位		設置	
(2)複数校で一つの協	・二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要			・学校ごとに協議会を設置	
議会が設置可能	がある場合には、二以上の学校について一の協議	第1項			第1項
	<u>会を置く</u> ことが可能				
(3)学校への必要な支	・学校運営への必要な支援に関する協議を追加	第1項		・学校運営に関して協議	第1項
援を協議に追加	・委員に地域学校協働活動推進委員(※社教法に規	第2項	項	・委員は地域住民や保護者は必	第2項
学校運営に資する活	定)等の学校運営に資する活動を行う者を追加			置	月 第 4 項
動を行う者を追加	・地域住民等の理解と連携及び協力の推進のため、				
情報の提供の促進	協議会は協議の結果に関する情報を地域住民等	第5項			(新設)
	に提供するよう努めること				
(4)委員の任命に関す	・校長は、委員の任命に関する意見を申し出ること	第3項			(新設)
る校長の意見具申	が可能	用 5 块			(利取)
(5) 職員の任用に関す	・教職員の採用・任用に関する意見に関して、教育	公 7 T石		・意見の範囲の定めなし	第5項
る意見の柔軟化	委員会規則で意見の範囲を定めることが可能	第7項			用 の は
(6) 適正な運営確保の	・教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するた	数 0 西		・指定の取り消し	第7項
ための措置	めに必要な措置を講じなければならない。	第9項			

<【図】平成29年地教行法第47条の6の主な改正事項 >

- (1) 学校運営協議会の設置を努力義務化
- (2) 複数校で一つの協議会が設置可能
- (3) 学校への必要な支援を協議に追加、学校運営に 資する活動を行う者を追加、情報の提供の促進
- (4) 委員の任命に関する校長の意見具申
- (5) 職員の任用に関する意見の柔軟化
- (6) 適正な運営確保のための措置

